

2. 総合的管理に関する基本的な方針

将来にわたりサービスを持続的に提供していくためには、公共施設等を良好な状態で保持し、将来世代にしっかりと引き継いでいくことが重要です。そのため、前項までに示された公共施設等を取り巻く様々な課題を踏まえ、次のように公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針を定めます。

総合的管理に関する基本的な方針

①公共建築物の総量を削減します

- ・ 今後 30 年間で、延床総量を 20%削減します。
- ・ 新規の公共建築物の建設を抑制します。ただし、新規整備が必要な場合は以降の計画で総量が削減されるよう調整します。

②公共建築物の再編・最適化を行います

- ・ 施設の評価を実施し、将来の本市に合った集約・複合化などの再編シナリオを策定します。
- ・ 社会状況の変化や市民ニーズに対応して、施設の機能（ユニバーサルデザイン化等）を見直します。
- ・ 施設の再配置が必要な場合は、都市機能の集約すべきエリアとの整合を図りながら再配置の方針を検討します。

③将来更新費用を縮減します

- ・ 公共施設等の長寿命化を可能な限り図ると共に、計画的、効率的な改修・更新を推進し、将来更新費用を縮減します。
- ・ 民間活力（PFI、PPP、民間委託等）の活用を検討し、改修・更新・維持管理に係るコストを縮減します。

④既存ストックを効率的かつ有効に保全・活用します

- ・ 官民の連携、民間提案の活用を積極的に推進します。
- ・ 低未利用地や余剰施設は、貸付による利活用や売却を積極的に促進します。

⑤公共施設等のマネジメント体制を確立します

- ・ 全庁的に取り組むための体制を確立します。
- ・ 公共建築物とインフラ施設の個別の長寿命化計画を策定し、推進します。

B
下線部が追記した箇所